

## 株式会社イーガイア 内部通報（ヘルプライン）規程

### （目的）

第1条 この規程は、株式会社イーガイア（以下、当社）が、当社の取締役、監査役、及び職員（契約社員・パート・アルバイトを含む）（以下、社員等）からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

### （責任者）

第2条 この規程に関わる業務の責任者は管理部担当取締役とする。

### （社員等の責務）

第3条 当社の全ての社員等は、当社内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

### （相談窓口及び通報窓口）

第4条 通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口（以下、相談窓口）を管理部に設置する。

2. 通報を受け付ける窓口（以下、通報窓口）を管理部に設置する。
3. 管理部でこの窓口ができるまではコンプライアンス責任者が担当する。
4. 一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の実行団体として活動を行う際には、同機構のヘルプライン窓口を外部相談窓口として活用する。

### （相談者及び通報者）

第5条 相談窓口及び通報窓口の利用者は、当社の社員等、社員等であった者及び当社の取引事業者の取締役及び社員等とする。

### （通報対象行為）

第6条 通報窓口は、当社の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理綱領違反行為（本規程において「不正行為」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

(情報共有の範囲)

第7条 相談又は通報において知り得た情報は、管理部及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者又は通報者の承諾のある場合にはこの限りではない。

(利益相反関係の排除)

第8条 相談業務又は通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

(通報の方法)

第9条 相談窓口及び通報窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報受付における配慮)

第10条 通報窓口は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

(通報受領の通知)

第11条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。

(通報内容の検討)

第12条 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

(調査)

第13条 通報された事項に関する事実関係の調査は管理部が行う。

2. 管理部長は、調査する内容に応じ、関連する社員、組織のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。

3. 管理部でこの調査ができるまではコンプライアンス責任者が担当する。

(調査における配慮)

第14条 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が

特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第 15 条 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

(進捗状況の通知)

第 16 条 通報窓口は、調査中、被通報者(不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。)や 当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める

。

(調査結果)

第 17 条 通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。

(是正措置)

第 18 条 当社は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(社内処分)

第 19 条 当社は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

(是正結果の通知)

第 20 条 当社は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

(フォローアップ)

第 21 条 通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不

利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

(通報者等の保護)

第 22 条 何人も、相談者及び通報者(以下「通報者等」という。)が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2. 当社は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。

3. 当社は、通報者等が相談又は通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(通報者等の秘密及び個人情報等の保護)

第 23 条 当社、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を漏らしてはならない。

2. 当社、相談業務に携わる者及び通報処理業務に携わる者は、通報者等の承諾その他の正当な理由がない限り、通報者等の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

3. 当社は、正当な理由なく前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課すこととする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 24 条 不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談業務又は通報処理業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者等の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

(所管)

第 25 条 本規程の所管は管理部とする。

2. 管理部での体制が整わない場合はコンプライアンス責任者とする。

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、取締役会において行う。

(仕組みの周知等)

第 27 条 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンス(法令遵守)の重要性について、当社の取締役、社員、取引事業者等に対し、十分に周知することとする。

2. 当社は、相談業務又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修等を行う。

(見直し)

第 28 条 当社は、本規定に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規定による通報処理の仕組みを改善することとする。

附則

この規程は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

2023 年 3 月 22 日取締役会承認